第42号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月6日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例(昭和36年豊川市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

改正後

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の2の11 第20条の2の2又は第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。)は、22万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する納付 義務者に対して課する保険料の賦課額のう ち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎 賦課額から、それぞれ、当該各号に定める 額(100円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り上げる。)を減額して得た額 (1)(略)
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合算額が、地方税法 第314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金 額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた

改正前

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の2の11 第20条の2の2又は第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する納付 義務者に対して課する保険料の賦課額のう ち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎 賦課額から、それぞれ、当該各号に定める 額(100円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り上げる。)を減額して得た額 (1)(略)
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合算額が、地方税法 第314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金 額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた

金額)に、29万円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した場合にはその発生した場合にはその発生した場合にはその発生した場合に対した当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者であって、前号に該当する者以外の者であるものがある。 を経験者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額の合算額が、地方税 法第314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金 額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた 金額) に、53万5,000円に当該年度の保険 料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合にはその発生した日 とする。)現在において当該世帯に属す る被保険者の数と特定同一世帯所属者の 数の合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者であって、前2号に該当する者以外 の者 アに掲げる額に当該世帯に属する 被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額 の被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げる 額とを合算した額

ア・イ (略)

2 · 3 (略)

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2

金額)に、28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数を軽えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者である。当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額の合算額が、地方税 法第314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金 額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた 金額) に、52万円 に当該年度の保険 料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合にはその発生した日 とする。)現在において当該世帯に属す る被保険者の数と特定同一世帯所属者の 数の合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者であって、前2号に該当する者以外 の者 アに掲げる額に当該世帯に属する 被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額 の被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げる 額とを合算した額

ア・イ (略)

2 · 3 (略)

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2

の2又は第20条の2の6」と、「65万円」 とあるのは「<u>22万円</u>」と、前項中「第15条 第2項及び第3項」とあるのは「第20条の 2の5第2項及び第3項」と読み替えるも のとする。

5 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第33条の2 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証<u>又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

の2又は第20条の2の6」と、「65万円」 とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第15条 第2項及び第3項」とあるのは「第20条の 2の5第2項及び第3項」と読み替えるも のとする。

5 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第33条の2 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者 等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省 令第3号)第17条の2第1項第1号に規定 する雇用保険受給資格者証

_の

提示を求められた場合においては、これを 提示しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第20条の2の11並び に第26条第1項及び第4項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料に ついて適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例によ る。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い後期高齢者 支援金等賦課限度額及び保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げるとと もに、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があ るからである。